

## 雫石町監査委員告示第4号

先に地方自治法第199号第1項及び第4項の規定に基づき報告した、令和4年度定期監査結果に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和5年7月5日

雫石町監査委員 小 田 純 治  
同 階 研 太

零石町代表監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿子 恵久



令和 4 年度定期監査の指摘事項及び注意事項に基づき講じた措置について  
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 防災課

[指摘事項]

① 防犯街灯等 PCB 確認業務委託について

全町における防犯街灯等の PCB 確認業務委託について、次のとおり 4 地区に分割して  
発注し、結果として同一業者が全ての業務委託を随意契約により落札していた。

地 区	契約金額
零石地区	1, 534, 500円
西山地区	1, 358, 500円
御明神地区	1, 281, 500円
御所地区	1, 457, 500円

担当者からの聴き取りによると、契約期間を 2 か月半としていたため、この短期間で  
町内千以上の確認箇所を 1 つの業者ができる想定していなかったこと、また、できる  
限り早く業務を完了して欲しいという思いがあり 4 地区に分割して発注したとのことで  
あった。毒性のある化学物質であるため、早急に処分できるようその確認作業を行いた  
いという担当者の思いから分割発注とした案件である。

地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念  
に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、  
随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合にのみ認められ

る極めて限定的な契約方法である。

本件の場合の随意契約理由は、「委託対象物が広範に点在しており、効率的に業務を遂行するには町内の地理に精通したものに施工させる必要がある」、「防犯街灯関連事業（修繕、清掃業務委託及び設置工事の3件）は、例年町内業者に発注しており、その実績は良好である。当該業務委託はこの3件に類似する内容であり、経験のある町内業者に発注することで、円滑な事業実施による施工期間短縮が望めるため」として同項第2号を適用している。

雫石町随意契約ガイドラインで示している「施行上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施行させる必要がある」に該当すると判断したと推察するが、単に地理に詳しい及び経験のある町内業者という理由は、業者選定理由にはなり得るが、随意契約の理由には該当しない。よって、競争入札により執行すべき案件であったといえる。

#### [措置方針]

今後においては、余裕を持った日程で事務を進められるようなスケジューリングに努めるとともに、ご指摘にあるとおり規定に則した事務を進めることといたします。

## (2) 上下水道課

#### [指摘事項]

##### ① 小切手帳の取扱いについて

保管している小切手帳を確認したが、書き損じにより廃棄された小切手を小切手帳に残していない事例が1件あった。雫石町水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業会計規程第34条第3項では、「書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。」としているため、適切な会計処理を行われたい。

##### ② 公共下水道事業受益者負担金について

公共下水道事業受益者負担金にかかる事務の遂行状況について確認したところ、事務の遅滞があることが判明した。その内容は、令和3年度まで雫石町公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条により猶予していた土地のうち、令和4年度から受益者負担金を徴収し始めることとなった土地に対する当該負担金の納付書の通知である。同条例施行規程第7条では納付納期について規定（第1期：8月1日から同月末日まで、第2期：翌年2月1日から同月末日まで）している。

今回の当該事務について、令和4年6月30日に受益者負担金徴収猶予解除並びに徴収予定額の通知に係る伺書を起案し、翌日7月1日付けで通知している。本通知書を見る

と、令和4年度の納付書は8月中に郵送すると明記しているが、9月末日時点で納付書を送付していない事実を確認した。

地方公務員法第32条では、職務の遂行に当たって法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従うことを求めている。それぞれが担当する業務についてしっかりと責任感を持ち、法令順守を徹底して事務を執行されたい。また、担当者が何らかの理由により事務を執行できない場合は、上司を中心に課全体でこれを補い責務を果たすよう努められたい。

[措置方針]

- ① 当該小切手の所在について、11月11日の定期監査後すぐに新岩手農業協同組合雫石支所の担当者に確認したところ、既に廃棄したとのことでありました。すぐに返却の連絡をしなかったことが原因であるため、今後このようなことがないように適正な会計処理に努めます。
- ② 7月1日付けで発送した文書は、受益者86名(218筆分)に対し、受益者負担金の支払方法や受益者の変更等について同月27日までに申請するよう添付書類を添えて発送していたのですが、減免措置要望が多数あり、土地の現況確認や減免措置対応に想定以上の時間を要し、事務処理が遅滞いたしました。

今後、年度内に対象受益者に対してお詫びの上、今後の具体的なスケジュールについての文書を発出するとともに、適正かつ遅滞のない事務処理を進めてまいります。



## 2 注意事項及び措置方針

### (1) 共通事項

#### [注意事項]

契約事務を執行する場合、締結する契約書には雫石町契約規則第22条第2項に記載の事項について明記しなければならない。しかし、次の所管課において、一部明記すべき事項に欠けていた。契約を交わす場合、特にも物品売買契約書や相手方から示された契約書により契約をする際には、契約規則に準拠した内容であるか今一度確認し、事務を執行されたい。(子ども子育て支援室、健康子育て課、生涯学習スポーツ課、出納課)

#### [措置方針]

契約締結に際し、相手方から示された契約書により契約する場合であっても、記載内容を確認し、契約規則により明記することとされている内容が記載されているか、また、当町に不利な内容となっていないかを確認し、必要に応じて相手方に契約書案の修正を求めるなど交渉を行ってまいります。

### (2) 上下水道課

#### [注意事項]

#### ① 大村地区簡易水道水質検査業務委託について

当該委託契約は随意契約により執行しているが、その理由について地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の理由をもって執行していた。

担当者から当該契約執行について確認すると、令和4年3月18日の水質検査の結果を受け、令和4年度の水質検査業務委託の積算資料を作成したが、施行伺い作成時点において3月の指名委員会は3月8日、入札3月25日で間に合わず、翌月4月は、指名委員会4月8日、入札4月27日というスケジュールで、この入札日であると、4月分の水質検査の実施に支障をきたすため、やむなく随意契約により執行したという事実を確認した。

前述の法令に規定する「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」については、雫石町随意契約ガイドライン8頁に記載のとおりであり、当該契約はこのガイドラインに合致するとは言い難い。しかしながら、町民の公衆衛生及び生活環境を維持し、法令で決められた水質検査を確実に実行することは水道事業者の責務であるため、「町民の生命、健康、財産に著しい危険が生じる恐れがあり、競争に付する時間的余裕がない」ことをもって、当該条項に当てはめ執行したと推察する。

この状況を改善するため、今後においては当該課と財産管理担当が入札について十分に協議を重ね契約事務を執行されたい。

[措置方針]

入札時期について、総務課財産係と詰めながら対応していきます。

(2) 子ども子育て支援室

現地監査 : セツ森放課後児童クラブ

委託先団体 : 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会

[注意事項]

① 非常災害の対策について

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会放課後児童健全育成事業運営規程第16条では、非常災害の対策として、同条第1項では非常災害に対する具体的な計画の立案について、同第2項では定期的な避難訓練について明記している。

現地監査において、事業運営法人担当者に前述の内容について確認したところ、計画の立案はなく、定期的な訓練も行っていないとのことであった。

当該内容について、盛岡西消防署雫石分署に計画等整備必要の可否を確認したところ、消防法上の消防計画の作成及び管轄消防署への届出義務はないとのことであった。しかしながら、当該事業に係る厚生労働省令（平成26年厚生労働省令第63号）第6条の基準に従い当該法人は運営規定を定めているはずであるから、消防法の必要性がないからと言って計画及び定期的な避難訓練をしなくてよいという考えにはならない。

また、同省令第4条では、「放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」とし、事業者の最低基準を超えた努力を求めている。

家庭に帰宅するまでの時間、大切な児童を預かる責任がある以上、さまざまな非常災害の場면을想定した定期的な訓練やその計画の立案等は事業者として取り組むべきであると考えため、今後、他の放課後児童クラブも併せて非常災害の対策に取り組まれない。

[措置方針]

委託先である雫石町社会福祉協議会に監査結果を共有し、各放課後児童クラブにおいても非常災害の対策として避難訓練を実施することとします。